

猪名川町住民投票条例（案）に対する パブリックコメント及び町の考え方

意見募集期間：令和5年12月1日～令和6年1月4日

意見提出者数：3人

提出意見数：6件

■猪名川町住民投票条例（案）について提出された意見の概要と町の考え方

番号	意見提出者	区分	頁	章	大分類	中分類	小分類	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方（対応）
1	1							条例（案）第20条	住民に対し、投票の判断材料となる正確な情報は提供されるのか。	条例（案）第20条に基づき、住民投票に関する必要な情報を町広報誌やホームページなどに掲載し、「中立性の保持」の観点から、偏りのない正確な情報の提供に努めます。
2	2							条例（案）第20条	情報の提供について、「公正・公平で分かりやすい情報提供の義務」をはっきり規定すべき。	上記 1-1 の考え方に基づき、住民が住民投票の内容を正しく理解できるよう分かりやすい内容の情報提供に努めます。
3	3								すでに条例施行されている他自治体の条例に対する課題等を考慮し、猪名川町の条例（案）を取りまとめいただきたい。	他自治体の逐条解説や検討結果報告書等を参考に、検討委員会では本町の内容に即した条例となるよう協議し、とりまとめています。
4	3								議会での議論、賛否を従来の手段に限らず住民に広く知らしめること。	議会での議論等は、現在、各戸配布している議会報等で広く周知できているものと考えます。
5	3							条例（案）第4条及び第5条	条例（案）に、諸案件に対する設問を制定する際の人的根拠を明確にすること。	条例（案）第4条第1項から第3項に規定するとおり、住民投票の実施を請求できるのは、第3条に規定する投票資格を有する住民、議員又は町長となっており、設問については、第5条の規定により、それぞれの請求者が設定する旨を規定しております。

番号	意見提出者	区分	頁	章	大分類	中分類	小分類	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方（対応）
6	3							条例（案）第22条	条例（案）に、投票後の情報公開について明確に記載されていること。	条例（案）第22条に「開票を行った時は直ちにこれを告示する」と明確に規定しております。